

## 三河湾リゾートリンクス 宿泊約款（平成 21 年 3 月 1 日）

当館では、宿泊のご利用に関して以下の通り定めさせていただいておりますので、あらかじめご了承下さい。当館にご宿泊の方は必ずご覧下さい。

### <適用範囲>

#### 第 1 条

- 1.当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、事項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### <宿泊契約の申し込み>

#### 第 2 条

- 1.当館に宿泊契約の申し込みをしようとする方は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として基本宿泊料による)
- (4) その他当館が必要と認める事項

- 2.宿泊客が宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### <宿泊契約の成立等>

#### 第 3 条

- 1.宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときには3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までにお支払いいただきます。
- 3.申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払の際に返還します。
- 4.第 2 項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合

は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

<申込金の支払いを要求しないこととする特約>

#### 第4条

- 1.前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後の申込金の支払を要求しないこととする特約に応じることがあります。
- 2.宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当館が前条第2項の申込金の支払を求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

<宿泊契約締結の拒否>

#### 第5条

- 1.当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室(員)により客室の余裕が無いとき
- (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。なかんずく、次に掲げる(イ)から(ハ)に該当するとき。

(イ)宿泊しようとする方の中に、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員、又は同法第2条第2号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者がいる場合

(ロ)当館もしくは当館従業員に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合

(ハ)当館もしくは当館従業員に対し、暴力的要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合

- (4) 宿泊しようとする方が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (7) 愛知県旅館法施工条例第4条の規定する場合に該当するとき

<宿泊客の契約解除権>

#### 第6条

- 1.宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2.当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払により前に宿泊客が宿泊契約を解除したときをのぞきます)は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除した時の違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3.当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を6時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理する事があります。

<当館の契約解除権>

### 第7条

1.当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除させていただきます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき、なかんずく、第5条の(3)の(イ)(ロ)(ハ)に規定する個人、団体であることが判明したとき
- (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
- (5) 愛知県旅館法条例第4条の規定する場合に該当するとき
- (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要ないものに限る)に従わないとき

2.当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

<宿泊の登録>

### 第8条

1.宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録させていただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。ただし、お断りする場合がございますのであらかじめご了承下さい。

<客室の使用時間>

### 第 9 条

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができません。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過 2 時間までは 1 室につき ¥2,310
- (2) 超過 3 時間までは 1 室につき ¥3,465
- (3) 超過 4 時間以上は宿泊料金と同額

<利用規則の遵守>

### 第 10 条

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に備え付け及び掲示の利用規則に従っていただきます。

<料金の支払い>

### 第 11 条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求したとき、フロントにおいて行なっていただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

<当館の責任>

### 第 12 条

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、消防機関から防火優良認定書を受領しておりますが、万一の火災等に対処するた

め、旅館賠償責任保険に加入しております。

<契約した客室の提供ができないときの取り扱い>

#### 第 13 条

- 1.当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了承を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2.当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

<寄託物等の取扱い>

#### 第 14 条

- 1.宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行なわなかったときは、当館は 3 万円を限度としてその損害を賠償します。(高額な物品、現金等貴重品はお受けしないことがあります)
- 2.宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品をフロントにお預けにならなかったものについては、責任を負いかねます。

<宿泊客の手荷物又は携帯品の保管>

#### 第 15 条

- 1.宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了承したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
- 2.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理します。
- 3.前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管について当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準ずるものとします。

<駐車場の責任>

#### 第 16 条

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館

は場所をお貸しする物であって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとします。

<宿泊客の責任>

#### **第 17 条**

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

<個人情報の保護>

#### **第 18 条**

お客様の個人情報(お名前、住所、電話番号、E-mail アドレス、お勤め先、外国人のお客様については国籍及び旅券番号、お料理のサービス提供時のご要望など)は、別紙にて当館の定める「旅館個人情報保護方針」を遵守し、法令に基づいて取り扱います。

#### **【宴会・会議等の施設ご利用規則】**

当館では、ご宴会・会議(以下「宴会等」という)等のご利用に関して以下の通り定めさせていただきますので、あらかじめご了承下さい。

当館をご利用の方は必ずご覧下さい。

#### **1.<利用時間>**

宴会等の使用は、準備から撤去時間を含め、契約時間内に終了されますようお願いいたします。

なお、契約時間を超える場合は、超過時間に応じて追加料金をご請求させていただきます。

ただし、次の会場使用時刻との関連で、契約時間の超過に応じられない場合もあります。

#### **2.<損害賠償>**

お客様(お客様全ての関係者を含みます)は、当館の施設、什器、備品等を破損したり損傷しない様充分ご注意ください。

万一、施設、什器、備品等に破損、損傷等が発生した場合は速やかに修復をいただくか、又はその損害賠償金をご請求させていただくことがございますのでご了承下さい。

#### **3.<禁止事項>**

次に挙げる項目につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮下さる様お願い

します。

- (1) ご予約時の使用目的以外のご利用
- (2) 犬、猫、小鳥、その他愛玩動物類、家畜類のお持ち込み（盲導犬・介助犬を除く）
- (3) 発火又は引火性の物品など危険物のお持ち込み
- (4) 悪臭を発するもののお持ち込み
- (5) 賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になる様な言動
- (6) 施設内の備え付け品等の移動
- (7) その他法令等で禁じられている行為
- (8) 事前の同意なしでの販売及びこれに類する行為

#### 4.<宴会等利用契約締結の拒否>

当館は、次にあげる場合において、宴会等利用契約の締結に応じません。

- (1) 宴会等利用のお客様に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の暴力団員、又は同法第 2 条第 2 号の暴力団員と関係を有する企業又は団体の関係者がいる場合
- (2) 当館の他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- (3) 当館若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合

#### 5.<宴会等利用契約締結の解除>

宴会等にご出席されるお客様が、法令又は公序良俗に反する行為をなされるおそれがあると判断した場合若しくは上記「8.<宴会等利用契約締結の拒否>」に該当した場合、或いはこの規則の定めに従わない場合は、すでにご契約いただいた場合でも、宴会等利用契約を解除させていただきます。

なお、この場合において、お客様に損害が生じることがあっても、当館はその損害の賠償はいたしませんのであらかじめご了承下さい。

#### 【利用規則】

ホテルの公共性と安全性を維持するため、当ホテルご利用のお客様には宿泊約款第 11 条に基づき、下記の条項をご遠慮していただきます。この規約に定められた事項をお守りいただけない場合は宿泊約款第 11 条により、宿泊のご契約をお断りすることがあります。

- (1). 廊下及び客室内で暖房用などの器具を使用されること。
- (2). ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所で喫煙。

(3). 声高、放歌又は喧騒な行為、その他で、他人に嫌悪感を与えたり迷惑を及ぼしたりすること。

(4). 廊下および客室内に次のようなものをお持ち込みになること。

イ. 動物、鳥類(ペット類)

ロ. 著しく悪臭を発するもの

ハ. 著しく多量の物品

ニ. 火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの

ホ. 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類

(5). 廊下および客室内で、賭博及び風紀をみたすような行為をすること。

(6). 外来者を客室内に招き入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを利用させたりすること

(7). 廊下および客室内諸設備、諸物品をその目的以外の用途に充てること。

(8). 客室内の諸物品をホテルの外へ持ち出したり、ホテル内の他の場所に移動したりすること。

(9). ホテルの建築物や諸設備に異物を取りついたり、ホテル内の場所に移動したりすること。

(10). ホテルの外観をそこなうような品物を窓にお掛けになること。

(11). 窓から物品をお投げになること。

(11). ホテル内で他のお客様に広告物を配布するような行為。

(13). 廊下やロビーなどに所持品を放置すること。

(14). ホテル外から飲食物の出前をおとりになること。

(15). 預かりの物品(洗濯物及び忘れ物)の保管は特にご指定のない限り、お預かりの日より1ヶ月とさせていただきます。

(16). お勘定は3日目毎にお支払い下さい。3日以内でも¥100,000を越えた場合、ホテルから請求がありましたらお支払い下さい。

(17). 貴重品の紛失、盗難につきましてはホテル側では責任を負いかねます。

### 別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第11条第1項関係)

内容		
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	1. 基本宿泊料(室料) 2. サービス料 10%
	追加料金	3. 飲食料(又は追加飲食(朝食以外の飲食料))及びその他の利用料金 4. サービス料 10%
	税金	イ 消費税

#### 備考

1. 基本宿泊料はフロントに提示する料金表になります。
2. 税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

### 別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約申込人数	契約解除を受けた日				
	不泊	当日	前日	7日前	20日前
14名まで (一般)	100%	100%	50%	50%	
15~99名まで (団体)	100%	100%	80%	50%	20%
100名以上 (団体)	100%	100%	100%	100%	50%

#### 備考

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。